

介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所の指定について

【訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）】

1. 新規指定申請の概要

所在地	米子市和田町638-6
事業所の名称	ひかりヘルパーステーション
事業主体	Sophia 合同会社
サービス種別	訪問型サービス
指定予定年月日	令和6年6月1日

2. 人員基準

- (1) 訪問介護職員 … 常勤・兼務2人(管理者・サービス提供責任者)、常勤・兼務1人、非常勤・専従1人(常勤換算後3.7人)

事業所ごとに、訪問介護相当サービスの提供にあたる介護福祉士等を常勤換算で2.5人以上配置すること。

※常勤換算とは、勤務延べ時間数(=サービス提供に従事する合計時間数)をその事業所の一般常勤職員の所定労働時間で除して、非常勤職員又はパート職員の人数を一般常勤職員の人数に換算した数値。

- (2) サービス提供責任者 … 常勤・兼務1人(訪問介護職員)
(利用見込者数5人⇒常勤1人以上)

事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上のサービス提供責任者(介護福祉士等で専ら訪問介護相当サービスに従事するもの)を配置すること。サービス提供責任者の員数は常勤換算方法によることができる。

※指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問介護に係る人員基準を満たすことをもって、訪問介護相当サービスに係る人員基準を満たしているものとみなす。

- (3) 管理者 … 常勤・兼務1人

原則として、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。

※事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3. 設備基準

事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること。

※指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問介護に係る設備基準を満たすことをもって、訪問介護相当サービスに係る設備基準を満たしているものとみなす。

4. 運営基準

- ・各利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成すること。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービスを提供すること。

5. 指定基準の確認結果

人員、設備、運営基準全てにおいて、事務局にて基準を満たしていることを確認した。

※参考 本市の事業所指定状況

◆介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所
(令和6年4月1日現在)

サービス種類	サービス提供事業所			
		境港市	米子市	松江市
訪問型サービス	19	9	9	1

